

税負担削減行動とコーポレート・ガバナンスの結び付き

大 沼 宏

目 次

1. はじめに
2. 税負担削減行動とCGの関係についての議論の展開
3. 税負担削減行動は誰のためのものか？—税負担削減行動の今後の行方—
4. 終わりに

本稿は税負担削減行動とコーポレート・ガバナンス（CG）の関係について、四つの視点、具体的には株式所有構造、負債比率、経営監視機能、そしてCSRの見地からどのような関係が析出されるかレビューを進める。このレビューによって得られる知見から、CGが機能する企業における税負担削減行動の進展は企業の利害関係者に不利益をもたらすものとはいえず、その一方で充実した情報開示が必要である。一方、課税庁も課税行為がもたらす社会的影響について慎重さが必要と考える。

1. はじめに

パナマ文書が公表されて以来、税負担削減行動（tax avoidance or tax aggressiveness）（注1）についての話題で雑誌や新聞、ネットは大きく賑わっている。しかし、この話題について触れるときにいつも気になることは、個人として行う税負担削減行動と法人として行う税負担削減行動を同じ経営行動として集約されることである。

個人が自らの意思で支払税額を減少させるべく、様々な工夫を施すのは個人の利益最大化が目

的だからであろう。もし採用した手法に行きすぎがあり、税負担削減行動というよりも脱税行為と租税当局に判定されたとしたら、租税支払いという規範に反した行為であり強制徴税という措置が下される。そこには確かに法規範の遵守という倫理上の問題は生じる。一方で、法人の実行する税負担削減行動は、個人の集合体である法人全体の意思を代表する経営者が法人に帰属する全ての利害関係者の利益を最大化する目的の下、実行される。そうした環境での税負担削減行動は組織行動となるので、利害関係者の利益を最大にするとい



大沼 宏（おおぬま ひろし）

東京理科大学経営学部経営学科准教授。1997年一橋大学大学院商学研究科博士課程単位修得退学。2016年博士（商学）。97年4月、小樽商科大学商学部に講師として着任、98年助教授。04～05年米国ノースカロライナ州ノースカロライナ大学チャペルヒル校客員研究員。06年東京理科大学経営学部へ赴任（07年より准教授）、現在に至る。主な著書に『租税負担削減行動の経済的要因』（同文館出版、15年）がある。